規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・天然はちみつ（04.09）
・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.03、07.04、07.05、07.06、07.07、07.08、07.09、07.10、07.14）
・食用の果実（08.07、08.10、08.11）
・マテ及び香辛料（09.03、09.10）
・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.02、12.12）
・飲料（22.01）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬１，３－ジクロロプロペンに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958　東京都千代田区霞が関３－１－１
TEL 03-3507-8800　内線 5230

６　意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.08、02.09）
・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02、03.03、03.04、03.06、03.07、03.08）
・酪農品及び天然はちみつ（04.01、04.09）
・動物性生産品（05.04）
・食用の野菜、根及び塊茎（07.02、07.07、07.08、07.09、07.10）
・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01、08.02、08.04、08.05、08.06、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.14）
・茶、マテ及び香辛料（09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.07、12.10）
・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬フェナザキンに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958　東京都千代田区霞が関３－１－１
TEL 03-3507-8800　内線 5230

６　意見提出期限

ＷＴＯ事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・肉及び食用のくず肉（02.01，02.02，02.03，02.04，02.05，02.06，02.07，02.08，02.09）
・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02，03.03，03.04，03.06，03.07，03.08）
・酪農品及び鳥卵（04.01，04.07，04.08）
・動物性生産品（05.04）
・穀物（10.06）
・動物性の油脂（15.01，15.02，15.06）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬チアジニルに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958　東京都千代田区霞が関３－１－１
TEL 03-3507-8800　内線 5230

６　意見提出期限

意見提出不可